

平成22年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成22年 5月25日（火）

開催場所：宮城県庁9F「第1会議室」

議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

平成22年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

司会：皆さんお揃いになりましたので、只今より平成22年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を開催致します。始めに宮城県千葉農林水産部長より挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

千葉農林水産部長：皆さん、ご苦勞様でございます。平成22年度第1回になります宮城県農村振興施策検討委員会の開催にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。委員の皆様には公私共に大変お忙し中、本委員会にご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。御礼を申し上げます。また昨年まで委員でございました、農業公社、千葉理事長さんが3月に公社のほうをご退職なされまして、ご後任としまして、真木様が理事長に就任されたということで、真木様には当委員会の委員の就任についても、ご承諾賜りました。大変ありがとうございました。よろしくお願いいたしますと思います。

さて平成22年度予算につきましては、皆様ご存じのように、国の大幅な予算削減の影響によりまして、本県の農業農村整備関係事業費、対前年比で64.3%と、そういうような状況になっております。本委員会に関係しますところの、農地・水・環境保全向上対策事業。これにつきましては推進費、事務費のほうですね。こちらのほうが40%削減されたものの、活動支援交付金。これにつきましては当初要求通り。それから中山間地域等直接支払交付金事業。こちらのほうも平成21年度と同額を確保したところではございます。中山間地域等直接支払交付金事業。この第3期対策につきましては、高齢化の進行に配慮した内容で、要件が緩和されましたことに伴いまして、厳しい県財政状況を踏まえた、県としての取り組み方針を関係市町に示したところであります。

本委員会は平成19年度に制定され、去年は3回開催致しまして、委員の皆様から貴重なご意見を頂戴しております。お陰様をもちまして、農地・水・環境保全向上対策事業につきましては、共同活動の協定締結数が23市町517地区。営農活動の協定締結数が5市町128営農区域となっております。各地区でそれぞれ活発な活動を実施しております。また中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、昨年度終了した2期対策で協定締結数が13市町253協定と、各集落でこれまた活発な活動を実施してきたところでございます。委員の皆様におかれましては、それぞれの領域分野の専門的なお立場から、多様なご意見を賜りますようお願いを申し上げます。開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします申し上げます。

司会：ありがとうございました。

司会：それでは議事に移ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。不足している資料がありましたら、申し入れていただきたいと思います。まず次第がございます。それから資料1。それから資料1の参考資料。それから資料2です。ありますでしょうか。尚、会議の記録を作成しますので、発言の際は恐れ入りますが、マイクをご使用願いたいと思います。それではここからは大泉委員長に、議事の進行をお願いしたいと思います。

大泉委員長：大泉でございます。ひとつよろしくお願ひ致します。この委員会の条例第5条の2というのがございまして、成立要件でございますが、委員の半数以上が出席しておりますので、この委員会は成立ということでございます。また県の公開情報条例に基づきまして、この委員会は公開ですので、予めご了承の程お願ひを致したいと思います。

それでは議事に早速入らせていただきますが、議事の1の副委員長選出というのがございます。事務局からご説明をお願ひ致します。

事務局：前回の委員会で、委員長と副委員長を選出していただいたところですが、副委員長の千葉みのる委員が、委員の職を辞退されましたので、改めて副委員長を選出することになります。副委員長の選出は、条例第4条では委員の互選となっておりますので委員の皆さん、よろしくお願ひします。

大泉委員長：副委員長互選ということになっております。それでご提案ですが、確かに互選ということになっておりますが、離任された千葉委員の後任であります、真木委員にお願ひをしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

異議なし

大泉委員長：ありがとうございます。それでは副委員長に真木委員が選出されましたので、これからひとつよろしくお願ひ致します。

議事の2。農地・水・環境保全向上対策事業について、事務局からご説明をお願ひ致します。

紺野：農村振興課の紺野でございます。説明をさせていただきます。前回、3月18日第3回の施策検討委員会で、農地・水・環境保全向上対策につきましては、都道府県中間評価書の素案ということでお諮りをしてございます。資料が、資料1の農地・水・環境保全向上対策事業で、こちらのほうになってございます。こちらに基づきまして、説明をさせていただきます。

様式については前回と同じでございます。ページ1が、こちらで前回から加筆させていただいた内容を簡単に説明させていただきます。まず交付金の交付状況の点検。それから下の欄になりますけれども、取り組み面積については変更ございません。交付金額の欄でございますけれども、この一番下のところに、用途の比較については、大きな費目の変化がないことから活動は定着しているものと判断されるというコメントを追加させていただいております。その下の欄でございますが、米印、上記外で、交付状況の点検について評価した内容を、宮城県では、単年度決算の原則に基づき県、市町村費については返還措置を行っておりますので、特徴的なものとして加筆しております。

2ページをお開き下さい。活動組織の取り組みの評価でございますが、これは前回、素案で出したものと同じ内容でございますので、今回は説明を省略させていただきたいと思ひます。中段以降の都道府県独自の評価（任意）というところ以降が、前回素案の段階では、アンケート結果の簡単な記述になっ

ておりましたけれども、具体的に記載しましたので、説明をさせていただきたいと思います。H21年度の活動組織（代表者）に対するアンケート調査の結果を基にした評価で、1 地域資源の保全＜共同活動＞（1）農村環境機能の維持につきましては、活動によって地域資源、水路、農道などの農業用施設が保全されていると感じている組織が大多数であるということから、本対策は地域の農業用施設の保全のために効果があったものと評価されます。また、地域資源の長寿命化に関する活動については、対策以前に5～6割の組織がなんらかの形で実施していたものが、対策以後には約9割の組織へと増加したことから、本対策の導入によって地域資源の保全活動が着実に実行されているものと評価されます。例としまして、農業水利施設の簡易補修技術に関する専門技術研修会を6管内で開催を致しました。平成20年度と21年度でございます。（2）安定的な地域農業への波及効果につきましては、活動が契機となって集落営農へ移行した。又は、担い手集落営農組織、認定農業者の維持管理作業軽減の手助けになっていると回答した組織は、全体の44%でした。又、地域農業が集落営農へ移行、又は、担い手育成のために本対策が必要だと感じている組織が、84%の組織であることから、本対策は安定的な地域農業を展開するために効果があったものと評価されます。

3 ページ目でございます。（3）農地の保全効果につきましては、本対策が耕作放棄地の発生防止（抑止）など約5割以上の組織がある程度役立っているとの回答から、農地の保全に効果があったものと評価されます。例としまして、耕作放棄地を活用した優良事例として景観作物として菜の花を植栽しまして、菜種油を抽出した優良事例などがございます。

2 の地域コミュニティの醸成につきましては、本対策を契機として、年間の寄合いの開催回数が、対策以前に平均2.7回であったものが、対策以後には平均7.5回と約3倍に増えています。また、地域の年間行事やイベントの開催回数も約2倍に増えていることから、地域コミュニティの醸成に効果があったものと評価されます。また、地域イベントのうち、都市や地域の非農家等との交流活動（生き物調査や営農体験等）の回数も約2倍に増加していることから、地域住民の交流にも寄与しているものと評価されます。活動の事例としまして、シナイモツゴ、絶滅危惧種でございますが、シナイモツゴの保全など、地域内の新しい活動が展開されている事例もございます。またグリーン・ツーリズム等との連携によって、体験学習の機会を提供している例もございます。ここからは営農のほうに替わります。

金原：産業園芸環境課で営農部分の担当をさせていただいております、環境保全班、金原と申します。どうぞよろしくお願い致します。それでは失礼ですが、座らせて説明させていただきます。

3 番の環境保全型農業の推進ということで、営農活動の部分の対策の効果ということでございますが、こちらのほうも前回のご報告のところ、前段の部分、アンケートの結果として、数字的なものをお示しいたしましたところですが、こちらのほうを文章等に改めさせていただいてございます。そして今回、前回のアンケートは活動組織さんからいただいたご意見だったのですけれども、市町村さんの立場からいただいたアンケートの結果も、今回加味してございまして、そちらのほうの後段に追加記載という形で記載されてございます。内容でございますけれども、活動組織へのアンケートから、営農活動支援に取り組んだことにより、7割の組織で環境にやさしい農業に対する農業者意識の高まりを感じ、取り組

み前後で堆肥施用量が増加するなど、先進的取り組み面積が増加し、環境にやさしい農業やその生産物への地域住民の関心が高まったなど、環境に対する活動組織、住民の意識に変化が見られているという回答を頂戴しております。やはり取り組みの前後、対策が19年から入っているわけですがけれども、そちらの前後で先進的取り組み農産物の差別化販売や、慣行栽培農産物に比べた効果販売に取り組み組織数が増加するなど、販売面でも、環境にやさしい農産物として販売しやすくなったと回答されております。こちらの回答は組織さん、農業者さんからいただいている回答でございます。そして県としては、より高度な取り組みを実施する活動組織、区域を育成するため、県独自の取り組み要件を設定した結果、県内の全活動区域で、成分の明確な堆肥等の施用、堆肥、肥料等の施用基準の設定、生き物及び水質調査の実施等が導入されているところでございます。そしてこちらからが、今回、市町村さんからいただいたアンケートの結果ということですがけれども、こちらのほうが営農活動への評価としまして、こちらのご回答は営農を実施している5市町村さんからいただいたアンケートの結果をもとに構成してございます。5割低減支援への本対策の貢献度は、実施市町の8割で好意的に評価され、取り組み面積も増加しています。これに対し、いわゆる有機農業的な取り組みは面積増加の回答がされたものの、個人的な取り組みの傾向が強いのではないかという受け止めがありまして、本対策を導入したことで有機農業の面積が増えたという捉え方ではなかったというご回答でございました。2番目としまして、本対策の効果としまして、生き物調査を通じて地域に希少種を発見するなど、生き物に関心を持つ傾向が高まり、子供達と一体的な活動の実施など、数値化できない効果、こちらのほうが大きいというご報告を頂戴しておりまして、周辺への波及効果、意識向上への影響、経済的波及効果を含めまして、総括的に見まして好意的な評価を頂戴しているということでございます。その他こちらのほうからは、営農を実施している市町村と、営農活動を導入されておられない、事業を実施しておられない農家さんの状況のアンケートも含めて記載してございます。

県内市町村及び営農支援活動の実情としまして、5割低減ということですが、県内各市町村での5割低減の取り組み農家の存在は、6割の市町村が認識していると回答しておられます。実際にはもう少し裾野が広いのではないかなということで、我々県の立場からは捉えているところでございます。ページをめくっていただきまして、4ページでございますけれども、作物別では先程の回答、水稻で6割、野菜13%、果樹、麦・大豆と続くわけですがけれども、水稻以外の作物では、「面積的に把握できません、5割低減取り組んでいるということは承知していますが、面積的にはちょっとわかりかねます」というご回答を頂戴しているところがございます。そして具体的面積の把握では、ほとんどが水稻という状況になってございました。あと営農支援対策に取り組まない、または取り組めない理由ということでご意見を頂戴しております。こちらも既に導入している市町村さんでありまして、別の区域、実際に事業が入っていない区域にはなぜ広げられないのかという意味で、同じ設問を組んでございますので、まとめて集計してございます。営農実施区域に対策が導入されない理由は、行政的、財政的な要因というお答えもでございますけれども、採択要件が厳しいというところが非常に多かったということでございます。高い水準の取り組みを、いろいろなレベルの農家さんがございますので、そちらの経営体が広く同等に行われることが、困難ではないかなというお声を頂戴していたところでございます。

紺野：続きまして、4ということで、その他という項目出しをしておりますが、(1)の共同活動の未実施市町村が12市町村ございます。それから実施23市町村のうち、未実施の集落がどのような状況なのかというアンケート結果からまとめました内容を記載しております。①としまして、未実施市町村及び未実施集落の実情ということで、未実施市町村では、農地・農業用水等の地域資源と農村環境の保全や地域の活力について、概ね5年前と比べて、9市町村が、従来通りの共同活動。俗に「結い」というものを通して継続されていることから、変化はないと回答しております。その反面、一部の市町村では地域の活力が低下していると回答していることから、共同活動の組織が高齢化していることや、活動の主体となるメンバーが減少しているものと想定されます。また、未実施市町村の1市町村及び実施18市町村中の未実施集落では、共同活動による農地・農業用施設（地域資源）の保全管理に支障を来していると回答していることから、地域の保全機能が低下しているものと思われまます。②本対策への参加意向と不参加の理由としましては、未実施市町村12の中で、7市町村が本対策への関心を示しています。不参加の理由としては、財政的な面で課題があると考えている市町村もある。その他としまして、参加が困難な理由に高齢化の進行、地域リーダーが不在との声や、本対策の活動メニューが複雑であるとの声もございます。(2)としまして、営農活動のほうでございますが、こちらと同じく未実施市町村、30市町村の意向としましては、その他、現場組織から、事務手続きが煩雑、公平性については是正を求める声があがっています。(3)としまして、本県活動の全国における位置付けは、本県の共同活動、協定農用地面積等、営農活動、交付対象面積は、全国県順位で共同活動が第8位。営農活動は第7位となっています。

県の特徴ある取り組みとしましては、県地域協議会、県市町村は連携して活動の成果を広く、県民にPRするイベント等を積極的に開催してきました。また、環境保全型農業の取り組みに伴って、生産・販売される生産物等をイベント等の機会を利用してPRを行って参りました。具体的には本対策への県民理解の促進に向けた取り組みとして、都市と農村交流ツアーを3回。みやぎの農村環境保全シンポジウムを2回。平成20年度、21年度に開催してございます。本対策を契機としてブランド化した環境保全米の、「めだかつこ米」を各種イベントでPRしました。環境負荷低減農法の効果について検証を行う取り組みの、基礎的調査として生き物調査アカトンボ等の生息調査を実施してございます。

続きまして5ページ目でございます。本県では、宮城の将来ビジョンを策定し、代表的な33の取り組みを行っております。県の政策評価における本対策の評価の一つとしまして、活動目標数450組織。活動面積が27,000haということでございますが、この目標について、概ねのものをクリアーしてございます。2としまして営農活動のほうですが、研修会目標参加人数としまして450人。目標活動組織数としまして128組織ということで、こちらについても実績ではクリアーしているということでございます。以上のように評価されていることから、本県としては本対策を重要な施策と位置付け、取り組んでおります。

県としての総合的な考察としましては、対策の成果として、地域資源の保全、地域コミュニティの醸成、環境保全型農業の推進が着実に図られているものと評価されるということでございます。

最後に本対策に係る課題等ということで、アンケート回答からの課題等という内容で、本対策への参加が困難な理由に、財政的な問題を挙げている市町村や、採択要件の問題を挙げている市町村等がございます。

上記の他、都道府県の第三者委員会で議論された本対策の課題等を記載ということで、上から参加農家の高齢化等により、集落の共同活動継続への不安が深刻化していることから、多様な主体の参画を促す必要がある。②としまして6次産業化等も視野に入れて、自立的活動に結び付くような展開を考えていくべきです。③在来生物に配慮するとともに、植栽活動等においても在来種を優先的に選択すべきである。④基礎活動を主体としている活動組織のボトムアップを図るべきである。⑤今後も広く活動に対する県民理解推進のための積極的なPR活動を行うべきであるということでございます。以上でございます。

大泉委員長：ありがとうございました。只今、事務局から説明がありました件につきまして、質疑、指導、助言をいただきます。よろしく願い致します。今日はディスカッションする時間がありそうですね。どうぞ誰でも結構ですから。はいどうぞ。

西山委員：4ページの下から3分の1ぐらいのところ、5ページの本対策に係る課題等のところの、公平性を確保出来ない、公平性についての是正というのがあるのですが、その意味を教えてくださいか。

金原：公平性ということに関しましては、営農の部門の関係でいろいろな方から頂戴しているお声でございます。事業の国の要件上は、エリアを区切って、その中で活動をしていただいて、共同という部分がございます。更にその中のエリアで営農という部分の区域を区切っていろんな活動をして、それに対して助成を差し上げているという形になっておりますが、農家さんの実情としまして、エリアを区切っておられると、農地がそのエリア内に必ずあるわけではないので、区域外に自分の農地を持っておられる方々も少なくない。そうしますと集落として仲間として、同じように活動はしております。今、出荷体系なども同じように出しているわけですが、事業からのエリアから外れてしまいますと、いわゆる営農の所の、先進的な部分などの助成対象にならなくなってしまうということで、現場の農家さん同士の感情と言いますか、そういったところのお付き合いの中としては、同じように同じだけの取り組みをしているのに、うちのところだけシステムから外れてしまっているというところに、ちょっと公平ではないのではないかというお声を頂戴しているということでございます。

西山委員：そうするとこれは国に対する意見評価ですよ。是正を求めるべきものなら、是正を求めると書いたほうがよろしいのではないのでしょうか。問題意識の提言ということはそれで構わないのですが、どうしてほしいということを先に書かれたほうがいいのではないかと思います。

金原：ありがとうございます。ご意見を頂戴致しました通り、具体的な事例もわかっておりますので、そういったところを生かして、次期対策に反映していただけるような形で意見を差し上げていきたいと思っております。

大泉委員長：評価書は抽出した課題のようなものがあって、それに対する評価ですよね。問題意識ですよね。公平性が担保出来るとか、出来ないとか。それでこうしたらいいという提言まで入れたほうがいいのですか。その辺はどうですか。それは話し合ったことはありますか。私はこういうのは評価だから、提言まで書いたほうがわかりやすいかなと思うのですけどね。ちょっとそれは後で検討していただければと思います。他はいかがでございましょうか。はい、どうぞ。

真木委員：質問させていただきますけれども、今回のアンケート調査は、一応、組織の代表者ということで、アンケート調査をされていて、こういう活動というのは、今後国民の、あるいは県民、市民、町民の理解を得るということは、非常に重要だというふうに思っているのですけれども、おそらく代表者の方であれば、農業者の方ではないかなと思うのですけれども、そういった意味では、非農業者の方も入って活動されているわけですので、そちらのほうからの意見と言いますか感触と言いますか、そういったところも聞きとってみてはどうかと思いますけれども、実際にやられているのかもわかりませんが、もしそういった評価があれば、また活動そのものの評価も違った視点になるのかもわかりませんが、そういった視点も入れられたらどうかと感じました。

大泉委員長：これは活動組織だったら農家かな。どうですか。

紺野：今、ご指摘の通りで、こちらは平成20年、21年と、時系列の意識の変化というようなものを見せていただく為に、活動組織の代表を対象にとっているものでございます。今、ご指摘の通り、その他に、この対策、そのものの周知度とか、それについてどのように思われますかというのを、県で開催している先程言いましたシンポジウムとか、そういったものの中でアンケートをとっているという部分もございます。その他、活動組織の中に、非農家の方も取り込まれているものですから、その人達がどのように思われているかということも、今後、具体的な設問をもって、まとめていきたいというふうに考えております。

大泉委員長：今、見ていたのですけれども、どこだったか探しあてないでいたのですけれども、今後、多様な担い手の参画がという表現が、どこかに確かありましたよね。ですからその多様な人達が参画する時のイメージが、ただすらすらと書いていると分からないのではないかと。どういうふうにしたらいろんな方々が参加出来るのかということを一方向に置きながらこの評価をしていると、次の提言にいきつくかもかもしれませんね。他どうですか。

田村委員：3ページの営農活動の中の（1）の部分なんです、営農関係の5団体ということで、サンプル数が少ないので、なかなか書きにくいところだと思うのですが、（1）の営農活動実施市町の状況というところで、①と②の部分の記述が、分かりづらい部分がありますので、もう少し具体的に内容がわかるような書き方に変えたほうがいいという印象を持ちました。これは意見です。

大泉委員長：そうですね。アンケートの結果をすらすらと書いた感じ。プロがよくわかる話で、アマチュアは意外とわからないかもしれない。どうですか。

金原：ご意見を頂戴致しまして、確かにこちらの文章だけ、ぽんと見せられた場合に、内容をきっちりと理解していただけるかどうか、先程の国への提言でもあるというお話も頂戴致したところでございますので、只今のご意見を参考にさせていただきます、アンケートの内容を少し具体的に書かせていただきたいと思います。と思っています。

大泉委員長：他はどうですか。

沼倉委員：4ページの4のその他の（2）です。営農活動の30市町村の、未実施の市町村のアンケートの結果からというところですけども、事務手続が煩雑で、なかなか難しいという声が上がっているんですけども、アンケートの中身を見ますと、高齢者が取り組むには事務作業が大変だというのが載っているんですけども、これから少しずつ高齢化をしていく中で、もう少し事務手続がやり易いような方向というのを考えていかなければならないと思うんですけども、そのということについては考えていらっしゃるのかどうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

大泉委員長：そうですね。こうしたら事務手続が簡便になるよというようなイメージがあるかどうかなんですけれどもね。どうですか。

金原：こちらのほうのアンケートは、未実施の市町村さん、あと昨年度の委員会でもございました、活動組織の皆さん、あと市町村の事務方の皆さん、それぞれから同じように事務が非常に多いのではないかというご意見を頂戴しております、ただ現状対策と致しまして、国の事業ということで、要領、要綱等で決まっておりますので、なんとかご対応を頂戴しているところでもありますけれども、やはり我々の目から見ても、若干、書類が多い事業であるということは認識しておりますので、そういった声を今期対策中でも都道府県、宮城に限らず国のほうにご要望したところ、若干、様式が簡略化されたというところはあったんですけども、まだ尚、一般の農家さん、若しくは地元の方々が直接事務を行うには、少し多いかなという印象はございますので、こちらのほうも先程のご提言と合わせまして、国への要望という形で少し具体的に対応いただけるように文章化させていただければと思います。

大泉委員長：関係ない話で恐縮ですけれども、直接支払い制度。例えばヨーロッパの直接支払いをやる時には、エクステンションワーカーというか、こっちで言えば普及活動、普及をやっている人達が、この事務のところをやったりするサービスをするところがあるのですけれども、我が国の場合には、そういったことは市町村に委ねられるのでしょうか。市町村に委ねられて、あるいは市町村によっては事務を肩代わりしてくれるところもあるけど、大体はこういう組織任せという格好ですかね。その辺はどうですか。

金原：私も現場で普及にいたことがございまして、実際に補助事業、その他諸々、現場での計画策定など、県の普及の立場、当然、市町村の皆さんも、ご協力はさせていただいているところでありまして、やはり現場の農家さんに任せっぱなしという状況には、決してなってはございません。ただ、あまりやりすぎるといけないといえますか、そのさじ加減、バランスといえますか。そういったところはとって接している状況でございます。

大泉委員長：そうですね。これは主体性、自主性と支援との関係というのは、難しいところがあるでしょうし、どこまで簡便にするかということも公費を使うから、あまりにも簡便化するというのも問題だという話も出てくるでしょうしね。ですから非常に悩ましい話はあるのでしょうかけれども、これから直接給付があちこちで増えるとなると、手続が簡便でないとなかなか使い勝手が悪いということで、事業自体が進まないということも出てくるかもしれないので、これはちょっと考えておいたほうがいいのかなという気もするのですけれどもね。なにかうまい仕組みがあればいいなということで、この辺の話は終わらせておきましょうか。あまり現実にはまだ要望というか、クレームが出る程度で、そんなに深刻にはなっていないのかもしれないでしょうからね。事務手続が煩雑と、それから公平性と財源がなんとか。これは財源が市町村の場合ですね。次いきましょう。他はどうですか。これは前回は議論しているからあれですよ。もうちょっと分かり易く書いてねというぐらいのひとつの意見として出てきていますけれども、それがどういうことなのかなとしますけれども。それでは中間評価書を認めていただくということでよろしいですか。それで承認させていただいて皆様の意見、指導、助言を、今後のこの事業に反映させていくということにさせていただきたいと思えます。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは次に次第の議事の3ですか。中山間地域等直接支払交付金事業についてですが。

紺野：ちょっとすみません。議事2の情報提供でございますけれども、ポチ2の平成22年度の予算についての資料が添付になっておりまして、6ページ目と7ページ目になります。前回の施策検討委員会でも、予算として提示させていただいておりますけれども、各々共同活動支援交付金の22年度の、交付面積における交付金額が市町村ごとに確定しております。7ページが営農で半年とちょっと遅れておりますので、平成21年の営農活動支援金の交付の実績を、情報提供させていただいております。今の政策評価書でございますけれども、今週に入って国のほうから、今のワープロ様式からエクセル様式に数値を

集計しやすいような様式に訂正して下さいとの申し入れがありまして、皆さんのほうに最終的な資料として公開される、若しくは提供されるものが若干訂正になるかと思えます。内容については、ほとんど同じものが提示されることとなります。以上でございます。

大泉委員長：この交付金額一覧表につきましては、数字が並ぶと幾らか分からなくなる。1,231,259,480円ですか。

紺野：全額で共同のほうが約1,242,000,000円。年度当たり交付金額の計のところでございます。それから営農のほうも同じく活動組織数から実績額の合計額の一番後ろの計のところの、352,000,000円というところが、活動金額の全体でございます。

大泉委員長：市町村の持ち出しも結構あるんですね。県、市町村。地方自治体大変ですね。ありがとうございました。

それでは議事3。いってよろしいでございますか。中山間地域直接支払交付金事業第3期対策の概要について。お願い致します。

大場：それでは中山間地域等直接支払交付金事業のほうを説明致します。農村振興課対策チームの大場でございます。資料の2のほうにございます。1ページから4ページにつきまして、第3期対策の概要についてということで、これは国の資料でございまして、前回の委員会でも出した資料、そのままでございます。第3期対策が平成22年度から平成26年度の5年間で進むわけですけれども、その中でも中山間地域直接支払の制度の中身が変わっております。変わった内容が1ページから2ページのほうに書いております。その中でも大きいのが1ページの(2)であります、集団的かつ持続可能な体制整備単価集団的サポートの新設というのが、これがひとつの大きなポイントでございます。これにつきまして、構成員に万が一なにかあった場合に、その方を事前にフォローできる体制を組んでおくというものでございます。それからもう1点が、2ページにありますけれども、1ha以上の団地要件の見直しというものでございます。これまでは1ha以上じゃないと対象にならなかったのですけれども、今度の見直しで1ha未満の団地や飛び地。これも対象となると、ここが一番大きく変わったポイントでございます。それから3ページと4ページ。3ページの変わったところは赤書きになっているのですけれども、4ページが現行でございまして、これとちょっと比較していただければわかりますけれども、このステップアップの要件を具体的に書いてあるものでございます。これも前回の資料を出しているものでございます。これらの第3期対策について変わった内容の、説明資料でございます。5ページですけれども、平成22年度予算についてということで、平成22年度の県予算の当初の状況。この資料も前回の委員会に出した資料でございます。ここでは交付面積が2,182ha。交付金が212,425,000円ということで、対前年比100%を確保しているという資料でございます。これも前回出した資料でございます。6ページが、今日お話をしている、ひとつの報告でございます。中山間直接支払制度第3期対策の県の推進方針を独自にま

とめまして、市町村に通知してございます。それについてご報告致します。この推進方針を作成するにあたりまして、7ページ、8ページはアンケート結果ですけれども、これについては前回、委員会に出したものでございます。前回8ページのほうの中段以下になりますけれども、アンケート結果から、希望をそのまま積み上げていきますと、35,000,000円の増になる。それで平成22年度当初について、対前年比100%ということで、その差はどうするのだという質問が前回ございました。それに対して私のほうでは、まず35,000,000円の中には取りやめたいという協定分は加味しておりませんということで、お答えしております。それから1ha未満の団地や飛び地。この面積は大ざっぱな面積で報告を受けているので、実際に積み上げて精査すれば、もうちょっと下がるのではないかなということをお話しております。それから集团的サポート型ですけれども、これを取り組む場合、8割単価と10割単価と2種類ありますけれども、どちらを選んでも、この集团的サポート型を選べば、10割にいけるというシステムになっています。これにつきましては、これまで10割単価をもらっている協定は、より厳しい要件をクリアーしてやっているということで、その厳しい要件をクリアーした協定、こちらを優先させていくべきだろうというような考えで、前回お答えしております。それから前回の委員会では、基本的な方向はいいでしょうという判断を一応いただいております。そういった結果と併せ、実はこの推進方針を決めるにあたりましては、具体的に実施市町村のほうに私共が直接行って、あるいは地方機関の方に、いろいろ聞き取りをしてもらって、いろいろと意見を聞いております。それからもうひとつ、財政当局等とも内々に調整させていただきまして、それを踏まえまして、県の推進方針を先週の月曜日に市町村に通知しているという状況でございます。それから推進方針の中身ですけれども、方針の1番目は、基本的に第3期対策については、第2期対策の継続事業として推進するという考えで考えております。ただし平成17年度に市町村の大合併がありました。その際に過疎法の見直しも行われまして、旧町村単位で、今迄過疎に入っていなかったのですけれども、合併した後に、全体が過疎に認められたという地域がございます。ただその時に、申請できるタイミングがあったのですけれども、ちょっと逃してしまったという旧市町村がございまして、そちらについては例外的に取り組む。これについてはいいでしょうという考えでございます。それから協定の統廃合についての制限は特に設けないということで、今迄、小さな協定だったのですけれども、もうちょっと大きくやりたいところについては、大きくすることは構わないということで、方針の1のほうでうたっております。方針の2ですけれども、2と3は同じような考え方でございますけれども、基本的に集团的サポート型を選択する場合の考え方でございます。方針の2につきましては、現在10割の交付を受けている協定単価の取り扱いでございます。方針3については現在8割単価で交付を受けている協定ですね。こちらを選択の考え方を示したものでございます。方針の2のほうは、現在10割の交付を受けていまして、レベルの高い、水準の高い選択をしております。この水準を維持することを条件に、C要件、集团的サポート型のみを選択で体制整備単価、10割単価の交付を受けることはいいでしょうという方針でございます。それから方針の3につきましては、現在、8割単価の交付を受けていまして、集团的サポート型を選べば10割にいけるのですけれども、これにつきましては、ステップアップ型、もしくはステップアップ型と集团的サポート型をセットにして選択する場合に、10割の交付を受けられるということで取り組める、このような考えに方針をまとめたものでござ

います。それから方針の4につきましては、それ以外につきましては、国の要件そのままという考えで
ございます。こういった方針、1から4を定めまして、第3期対策の宮城県の第3期対策を進めていく
という方針を固めたということです。これを今回、委員会のほうにお諮りするということでございます。
それからその次の9ページになりますけれども、特認基準でございます。前回、特認基準につきましては
は、国への提出が5月中になるのではないかとということで、前回一応、お諮りしました。基本的には、
国のガイドラインがこうなるだろうという見込みで出しまして、その中の統計上の中山間地域でござい
ますけれども、見直しによって、現在、宮城県で認めている特認基準の協定が、全部網羅されるとい
うことから、あえて緩和する必要はない。国のガイドライン通りいきたいと思います。前回認めら
れております。それで今回は、見込んだ通り、国からガイドラインが示されたので、その写しを今回付
けたものでございます。内容は前回と変わらないということでございます。国への提出が、当初5月中
というふうに見込まれていたのですけれども、6月10日までということで、国から正式にきました。そ
れで今回の委員会ですら正式に特認基準については認めていただいたということ、国のほうに提出したい
ということでございます。大きくは第3期対策の推進方針。これについては報告と、あとは宮城県の特
認基準のガイドラインの方針の、この2点を報告及び、お諮りするものでございます。説明は以上で
ございます。

大泉委員長：ありがとうございました。3期対策は2期対策を継続すると。それで今度は集团的サポ
ート型というのが出てきて、これをやると10割単価になるということでありますが、どこからでも質問
でも結構ですし、それからご意見でも結構でございますので、この交付金事業に対するご意見を頂戴でき
ればというふうに思います。いかがでございましょうか。西山さんから。

西山委員：中山間直接支払制度の推進方針と出ているのですが、これは取り扱いを決めたということで、
県としてこれをどう推進していくと、中山間地域がよくなるんだよという、もっと冒頭のほうをご説明
していただけると助かります。

大場：中山間の直接支払いをやる上で、県の施策上は、現在やっている活動の面積。これを最低限でも
維持するという目標値を立てております。それで今、協定面積を取りやめたいとか、そういったものを
加味していくと、若干下がる可能性もちょっとあったのですが、1ha未満の飛び地や団地を追加するこ
とと新規の取り組み。それを取り組むことによってその辺はクリアーできるのではないかと、というこ
とを考えておまして、最低、県の施策目標値はクリアー出来ると考えております。ただ問題となるのは、
2期で協定を辞めたいという地域がありますけれども、これをそのまま見過ごせば、この部分は耕作放
棄地になってしまうというのを認めてしまう格好になってしまうのではないかなというは当然出てきま
す。そういったことで、今回の方針の中では、2期で協定を取りやめると言ったものの、もう少し慰留
して、継続してもらえるように働きかけるというのも一部考えてございます。その分の予算も見込んで
おります。予算的には、対前年比100ということでしたが、内々に財政当局と打ち合わせしまして、若

干増額を見込んでおります。その辺は了解のもとやっております。そういうことで出来るだけ中山間地が荒れないようにしていきたいということでございまして、この事業に関しましては、施策目標値という、数値目標値を掲げて推進していく方針であるということをご報告したいと思います。

大泉委員長：ありがとうございました。他、いかがでございましょうか。僕もあまり勉強してなくて申し訳ないのですが、若干、伺いたいのは、2期対策まではステップアップで、付加価値とか生産力の強化だとかありましたよね。これを中山間地に課すというのは、かなり厳しいのではないかと考えていたのですが、むしろ集団的な対応だとか、そういったことを重視するようなことでないと、中山間地対策としてうまく機能しないのかなと思っていたのです。ただどこで生産をしなければいけないから、生産力向上をやらなければいけないというのも分かるのですが、今迄担い手をどうやって育成するかというのが、中山間政策の課題としてもう1つあって、それはかなりの成果を上げたということになってます。そういう今迄、中山間地の農業をどうするのかという、前向きな話が、集団的な、今度の集団サポートという話になってくると、先程来、荒れないようにするという話がありましたからね。どうしようもなくなることを防ぐということに、重点が移ってきたのかなという気がするのですがどうですかその辺は。そうでもないのですか。もっと前向きの生産性を上げるとか、担い手を育成するとかということと、後退するのを何とかして防ぐというバランスで、最初はちゃんと生産するんだよということがあったけれど、2期対策なんかはまさにそうですけれども、2期対策でもうちょっと生産性みたいなところにポイントを置いてはみたものの、やはり荒れるのを後退するのを留めるというのが一番大事だよ。3期対策になったって。そんな感じがするのですがどうですか。

大場：その感じは私も持っています。この事業事態がその生産活動を行うことによって、多面的機能が発揮されるという考え方でございまして、これは第1期から変わっていないです。実は1期から2期への移行時にだいたい協定数が減っているのですけれども、そういった時には国のほうでも縛りをかけて、だいたい脱落したところがございましてけれども、今回はその反省も踏まえて、緩くしているのではないかなというふうに私は理解しています。

大泉委員長：そうですよね。今も辞めるところが20箇所ぐらいあるというお話をいただきましたが、あまりそうなってしまうと、県としてもまずいわけですよね。はい、どうぞ。

真木委員：今、大泉委員長が言われたこと。まさにその通りではないかなと思ってまして、私はそもそも20協定のほうが問題になっているのではないかなと。本来、大泉先生もわかって、お話になったと思いますけれども、国が立てた基本計画の中にも、若干、その政策もシフトして行って、生産面よりも、むしろ環境面のほうを全面に押し出していこうということで、高齢者の方々がなかなか担えなくなった田畑を、何とかサポートをして荒れ地にしないでいこう。限られた地域資源を大事にしていこうという取り組みが変わってきているわけです。その為にも中山間支払制度は継続しますというふうに書いてい

るのですけれども、ちょっと環境支払いの面とあるべき姿を検討ということも書いていますけれども、特に20協定をまさしく大事にする必要があるのではないかなと思うのですが、今回の基本方針2、3ですか。ちょっと違った方向。当然、県の予算とか何か内情をわからないでもないですが、やっぱり県の政策の意識としては、そういうところにありますよといったものを、ちょっと見せておくことも必要なのではないかなと私は感じましたけれども。

大泉委員長：何かご意見ありますか。

大場：20協定でございますけれども、これは取りやめたいというふうに答えた。アンケートでございまして、その内の5分の1ぐらいは慰留させたいという考えを実は持っております。そういったことで幾らか止める協定をでも少なく、予算の範囲内で出来るだけ頑張りたいなと思っております。

大泉委員長：佐々木さんどうですか。今日の新聞によれば後退するということ。

佐々木委員：前回にその予算の質問をさせてもらったのは私ですけれども、確かに方針1を見ると、継続とは言いながら、新しいものに対応しますよと言いながら、2と3で他のところで振り落とすのかなというような印象をもったことはもったのです。今、真木さんと大泉さん。委員長と副委員長のお話を聞いて、そういうことだろうなというふうには思ったのですが、やっぱりさっきも触れましたけれども、耕作放棄地をまずこれ以上荒れないようにするということと、その為に担い手というか、集落営農なり何なりの組織化をしなければいけないというところの、この2つの側面のところで、やっぱりその施策というのを、いかに活用していくかというのを、そういうのは必要だと思うのですが、どうも今話を聞いていると、半ば後ろ向きなのかなとそういった印象をもってしまったのですけれども、という意見です。

大泉委員長：ありがとうございます。なかなか少子化が進んで、農業事態も衰退するという二重の後退の中で仕組んでいる政策なんで、難しいところがいっぱいあるんだろうと思うのですが、どうですか。田村先生どうですか。

田村委員：特に新しい意見ではないのですけれども、皆さんと同じところが気になってました。この推進方針はそれでいいと思うのですけれども、3期が終わる頃には、もうこれ以上続けられないというところが増えてくると思います。それに向けて、3期方針のやり方のチェックとか、次にどうしたらいいのかということが、ちょっとこの制度を進めながら、県独自でチェックをしていくような体制をとっておくのが重要なのではないかなというふうに思います。そうしないともう無理だということが増えてしまって、どうにもこの制度だけでは救えないという局面がきた時に、どうにもならないと思いますので、点検を今の段階から進めておいたほうがいいのかというふうに思いました。以上です。

大泉委員長：ありがとうございました。そうだと思うのですが、この事業推進で非常にお忙しいのだろうと思いますが、大場さんを中心に、今後の県としての中山間地の政策のあるべき方向というのがあったよね。作っておかないと、特徴あるものが作れるかどうかということですよ。作れないかもしれないけど、その辺はどうですかね。

大場：私共は辞めていく協定があるということは、この事業に限界があるのだなという印象を受けました。それで他の地域と連携したもの。そういったものを考えながら進めていかなければいけないのかなということで、最低限第3期対策で進めた協定については、第4期があるかどうかわかりませんが、あるとすれば全てそのまま継続されるような形で、そういったことをこれから続けていかなければならないのかなと考えています。そういった中で、地域振興の施策として、集落支援員とか地域おこし協力隊といった制度が今出てきていますので、その辺と連携出来ないかなと今模索中でございます。その辺を考えながら進めていっているところでございます。

大泉委員長：田村先生がおっしゃったので、ついでに申し上げるのだけれど、分権化社会の中で重要になってくるのは、自治体での政策形成力だと思うんです。問題発見と課題発見。それからそれを政策する、政策形成能力と言ったらいいのでしょうか。それは財政によって裏付けされるんだろうと思いますが、重要なのは、今おっしゃったような単体事業ではなくて、ひとつの農政サイドの事業は事業としてありながら、それにコミュニティー活動だとか、あるいは防災の活動だとか、いろんなコミュニティーの活動を、どのように複合操作していくのかというあたりが、非常に重要になってくるのだろうと思うのですが、農政予算を使いながらやる部分もあるでしょうけれども、そうなってくるとこれは県というよりも、基礎自治体の問題になってきて、それを県がどういうふうに支援するのかという話になってくるような気がするのです。その仕組みが果たして各県で出来るのかといったところが、今、各県で競い合いと言うか、道州制の話がちよっと遠くなったので、特に県と基礎自治体との関係で、1コミュニティーや地域政策をどうするかというあたりの政策形成というのが、重要になってくるのではないかなと、その時にこの中山間地政策の事業というのは、柱のひとつになるのだろうと思うのです。ですから抽象的なことばかり言って、具体的なことはお任せしますというのは、非常に申し訳ないのだけれども、県独自の何かを作ってもらおうと有り難いかなというのは思っていますけれども。それと話がちょっとずれちゃうけれども、特認基準の話ですけれども、特認基準は先般議論した時には、先程ご報告がありましたように、国の基準に全部入ってしまうから、国の基準でやりましょうねという話になったと記憶しているのですが、それで今回はどうですか。それで良かったという話になるのですか。

大場：そうです。これについては資料が今迄出ていなかった状態で、前回は見込みで説明したものですから、正式にきた資料を資料として加えたということでございます。

大泉委員長：合併町村で旧町村、2町村程落っこちちゃったというのは、どこどこですか。1期では入っていなかったところ。以前は過疎法の対象になっていなかったけれども。

大場：栗原市です。栗原市は高清水や瀬峰。その辺は過疎地ではなかったのです。市が合併したことによって、全体が過疎になったというケースがございます。

大泉委員長：しかし申請しなかった。

大場：瀬峰については申請したのですが、志波姫と高清水が落っこちたというか、申請するタイミングを逸してしまったという事実がございましたので、その辺については市から個別に聞き取りをしまして、対応出来るような体制を組んだつもりでございます。

大泉委員長：栗原市の担当者は高清水の人、いなかったのだね。わかりました。特認基準はそのぐらいで、いかがでございましょうか。はい、どうぞ。

島谷委員：先程の20協定で極力放棄しないように慰留したいということを伺いましたが、継続の233協定の中で放棄の可能性のある予備軍と言いますか、そういう地区は何協定ぐらいあるものでしょうか。

大場：今回のアンケートでは、取りやめる、継続するという2種類しかやっていないので、予備軍的なものまでは把握はしていません。それで結構、近いものはあるのだと思います。特に辞めるところは、規模の小さいところが結構多いものですから、あと高齢化ですね。年齢の高いところ。平均年齢が高いところは、そういった予備軍になるのかなというふうに考えておりますけれども、集計したものは現時点ではございません。

大泉委員長：これは正規分布するとしたら、60位は正規分類しないかもしれないですね。

大場：60歳位は現役のバリバリです。大体、役員の平均が59歳ぐらいになっています。

大泉委員長：60って、協定数240ぐらいのものが取り組まないから、バリバリのところまで行って、8%が両側でしょう。

大場：ちょっとそういう設問はしていなかったのです。

大泉委員長：島谷さんどうですか。アンケートしていないということですが。

島谷委員：問題点をはっきりさせるためにもアンケートを行うとか、ヒアリングを行うとか、そういったことが大事なのではないかと思えます。

大泉委員長：何が問題になってそうなるのかということを知って、それを政策化するとか、それが大事になってくるのでしょうか。さて、いかがでございましょうか。沼倉委員さん、よろしゅうございますか。

沼倉委員：さっき大泉先生がおっしゃった方針2と3が進んでいくに従って、落ちこぼれていく所もあると、その意味を教えてくださいたいなと思えます。

大泉委員長：集団サポート型が出てくると受け皿になって、それが回避されるのだろうと思うのですが、生産性向上だとか何とかという話になってくると、そこには到達しえない協定が結構出てくるじゃないかということで申し上げたのですけれども、なかなかこうした中山間地の問題は、人手不足、人材不足が基本的な原因としてあるのだろうと思えますから、そうするとひとつの小さな領域だと、それが不在になってくるのが結構早いのです。もっと広域で考えなければいけない。広域の中だったら1人ぐらいいるだろうと。そういう人をより広いところが面倒をみるよという話になってくるわけでしょうから、その人がやりきれないところが出てきて、そうするとそこも耕作放棄地で、どんどん落ちていくという可能性も出てくる。それを集団的な対応で何かならないのという話になってくると、底上げになるかもしれない。ならないかもしれないという話ですから。

沼倉委員：それについてのフォローというか、受け皿的なものは県のほうではまだそこまでは。

大泉委員長：集落を基礎とした営農農家の育成。農地の集積だとかそういう話。集団的、持続可能な体制整備。集団サポート型。具体的にはどうかですけれども、どうですか。県として今までやってきたし、これからどのように進めるかというご質問ですけれども。

大場：集団的サポート型というのは、何かあった場合に、誰かが変わってやってあげるよという体制なんですけれども、その仕組みを作るだけで10割の交付を受けられるというようなメニューになっていますけれども、それをやることによって、生産の取り組み意識が低下するとか、そういう懸念が少しあります。ただ、その集団的サポート型をやらなければ集落が存続していけないというようなことも想定して、これを作ってきているのだろうとは思いますが、宮城県全体とすれば、まだ他の県と比べれば、レベルは低いのかなという感じではいるのです。その為、未だに余力はあるのではないかなということでステップアップをやっていただくということであれば、10割の交付を受けられるということで、この方針を作成しました。それから地元からも、今迄一生懸命にやってきたところと、8割のところは差をつけるべきではないかという意見も、市町村からも出ていましたので、その辺の公平性はどちらが

正しいのかは何とも言えないところがありますけれども、そういう判断で方針を立てたところでございます。

大泉委員長：例えばこの間、ここでパワポを見せてもらった、川崎のような事例はどうですか。こういう集団的なサポートに入らないのですか。要するにそういう先進事例が、宮城県でもあるのかなのか。あるいはそういうのを支援するとすれば、県としては、どのようなことを考えられているのか。考えようとしているのか。

大場：今の時点では集団的なサポートの取り組みを既にやっているところは全国的にはございますけれども、県内であるのかどうかは、私も把握はしきれていません。ただ今回、そういうのを出してきたので、取り組む体制は出てきております。ただ2、3人しかいない小さな協定は、自分達の中で取り組む場合と、他から人を連れてきてやる2種類のパターンがあるわけなのですけれども、果たして他からきてやれるような状態を築けるのかなというのは、ちょっと難しいところがあるのではないかなと思っております。それから構成員の数が少ない協定。3人しかいないところもありますので、そこが1人欠けた時に、替わってその中でやりますよという体制が本当に築けるのかどうか。その辺がちょっと、やってみないとわからないところがございます。6月いっぱい、大体固める方向でいますので、もう1か月ぐらい、市町村から集計が上がってくるので、大体、見込みは立つのではないかと考えています。

大泉委員長：集団的なサポートというのは、出作みたいなのもいいのですか。

大場：結構です。あらかじめ協定を組んでおけばいいということです。

大泉委員長：どこかの隣の村に住んでいる、建設業者さんにやってもらいたいな話はどうなんですか。

大場：建設業者は農業者になると思いますけれども。あとは非農家でもいいことになっていますので、役割分担を常に決めておいてやると。例えば非農家の方が草刈りをして手伝いますよとか、そういうことを事前にうたっておけばやれるということになっています。

大泉委員長：地域との協定をしているかということですね。

大場：協定を結ぶということになります。

大泉委員長：はい、いかがですか。これも中山間地の支払い制度の第3期対策が始まったということでございますが、今、いただいた皆様のご意見を、今後の事業推進に反映させていただくことに致したいと思っております。それから第3期対策に関わる宮城県の特認基準につきましては、事務局の説明の通り、

説明させていただくことになると思います。今日は報告が短くて議論の時間を大量にとっていただいたのですが、思いのほか、若干、少なめになりましたが、以上で議事は終了でございますが、委員の皆様。その他の事項がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。

大場：それでは私のほうから。皆さんのほうにパンフレットをお渡ししましたけれども、情報提供ということで、ちょっとPRをさせていただきます。子ども農山漁村交流プロジェクトという取り組みがございます。これは農水省と文科省、それから総務省の3省連携のプロジェクトなのですが、小学校の5年生程度のお子さんが、農山村に一週間程度、長期宿泊体験をするということで、農林業体験とか、そういった生活を通して、力強い、社会性に富んだ子供を育てるという取り組みでございます。全国に小学校5年生は120万人ぐらいいるのですけれども、全国でやりましょうということでスタートはしたのですけれども、実は今、頓挫しているような状況でございます。ただ宮城県としまして、このプロジェクトを推進していきましようということで、昨年11月6日に宮城県子ども農山漁村交流プロジェクト推進協議会というのを立ち上げて、いろんな取り組みをしております。県内でも横断的なプロジェクトということで、うちのほうは農林水産部ですけれども、農村振興課、それから経済商工観光部観光課。企画部は地域振興課。それから教育庁の義務教育課。この4課が入ってやっております。その中の取り組みとしまして、今年、こうした長期宿泊体験を今迄、農業経験をしたことがない小学校が、急に行くということは難しいだろうということで、仙台市内の小学校を。ちょっと試行ですけれども、試しにやっているのですけれども、2校程度、日帰り体験から入っていこうと取り組んでいます。それで実は今日、田植え体験を2校同時にやっております。その受け入れ先の一箇所が栗原市の旧一迫町ですけれども、曾根というところで、曾根地域の地域資源を守る会という、農地・水の組織でございます。農地・水の組織ですが、こういった小学校の体験学習を受けてみたいところがございませんかというところを聞いたところ、そこが手を挙げたというところで、100名ぐらい受け入れられるということでやってみたのですけれども、実は曾根地域というのは、今回、初めて受けるところでございました。ちょっと今日、どのようになっているのか、楽しみですけれども、そういった取り組みをやっています。これは田植えをして、その同じ田んぼで小学校が、また行って稲刈りもするというようなことで考えています。その田植えの前には、地元農家の方々が出前講座をして、事前に説明をし、稲刈りをした後、収穫体験としまして、また農家の皆さんと一緒に学校へ行って、給食を食べながら意見交換をするという取り組みです。こういう取り組みを今やっているという状況でございます。もう1箇所が加美町の下新田上集落営農組合と、そちらも農地・水をやっているところですが、そういったところもこういった取り組みをやっておりまして、これが良ければ、どんどんこういった取り組みを進めていきたいなということで考えているというところでございます。こういったプロジェクトをやっているということを、去年作った冊子なのですが、これを皆さんにお手元に差し上げております。実は前回の委員会でも、子ども農山漁村交流プロジェクトという言葉が、うちの高橋次長のほうからちょっと出ましたけれども、そういった取り組みをPRさせていただきました。

大泉：これに関して感想はございますか。

沼倉委員：是非、このプロジェクトを推進をしていただきたいと思います。仙台市内にお子さんを学校に通わせているお母さんの話では、なかなか宮城県内で受け入れてくれる農家が、非常に少なく、山形に行ったり、岩手に行ったりしている状況があると聞いておりました。やはり農家のほうも、子供さんのケガとか、いろいろな心配があるかと思うのですけれども、やはりどんどん受け入れていく体制を作って、慣れていただいて、宮城の子供は宮城の農業体験をするのがいいと思いますので、是非、取り組みを進めていただきたいなというふうに思います。

大泉：ありがとうございます。いかがですか。どうぞ。

佐々木委員：多分、先生が一番困るのだと思うのです。先生も農業って全然わかってないですから、行く前に先生が教材として、ある教材を借りてきていただいて、体験のところを事前に学習できる、予習させられるような授業が出来るような、パンフレットがあればいいかなと思うのですが。

大泉：そうですね。先生を集めてやる。

大場：先生を集めて研修会と言いますか、モニターツアーですね。こういったものも今年やります。それでひとつは東京都豊島区の教育委員会の皆さんを、7月の29、30と日程決まっていますけれども、そちらから呼んで、まず先生方に現地で体験していただくという取り組みをひとつやっております。それから県内の小学校、中学校の先生向けのモニターツアーと、そういったものも今年企画しております。先生向けのものは今年からなのですけれども、あと受け入れ地域側につきましても、去年から先進視察ということで、喜多方に行ったりしており、こうやって受け入れる為のノウハウを得る為に、実はインストラクター育成スクール、グリーン・ツーリズムの関係ですけれども、それも今年のこの協議会で企画、運営して、3月に加美町のほうで、インストラクター育成スクールを開催しております。それで25名程の募集をしたのにも関わらず、40何名の参加ということで、大変に人気があったので、またやってほしいと言われてはいますけれども、なかなか予算的に厳しくて、それに答えられないというような状況でございます。それでこの資料の1番後ろのページに受け入れ地域がございますけれども、こういったところで中学校、小学校の受け入れはやっております。それで仙台市の教育委員会のほうからも、実はどういうところでやっているのか。情報が無いということは聞いています。昨年各教育委員会の校長会、あるいは主任教務会議ですか。そういった会議にちょっと時間をいただきまして、5分、10分ですけれども、こういったところで、こういった受け入れが出来ますよという、観光課で作っているパンフレットで説明しPRしているといった状況でございます。それで豊島区の話に戻りますけれども、豊島区についてはアンテナショップがありまして、その関係で宮城県と相互交流宣言というものを交わしている間柄ですので、ちょっとそちらのほうにお声がけしているところです。それについては伊藤副知事が、

当日、挨拶を私がしますと言われていまして、力の入っている取り組みでございます。そういった取り組みがあるということをご紹介させていただきます。

大泉委員長：ありがとうございます。よろしいですか。今日の審議、いろいろありがとうございました。また円滑な議事進行のご協力をありがとうございました。これで本委員会を終了して、司会のほうにマイクをお返ししたいと思います。

司会：大泉委員長、ありがとうございました。本日の議事録につきましては、事務局で作成したものを後日、送付しますので、ご確認していただきと思います。最後に高橋農林水産部次長より閉会の挨拶をお願いします。

高橋：いつもはかなり時間がオーバーして、事務局の説明が悪いのだなとつくづく思っていたわけなのですが、今日も前半のほうはちょっと出だしのほうがあまり細かく始まったので、時間、3時半まで終わるかどうかが心配していたのですが、委員の皆様方の寛大な心で、その辺、スムーズに運ばせていただきました。この会、重ねて今日に至っているわけですが、従来から大泉委員長からもお話があったのですが、どうも独自性をどのように出したらいいのかなということで、事務局は実は悩んでおります。それでこれまでも現地を見ていただいて、つぶさにその場での意見や、地域の皆さんとじかにお話をするという場面で、私共にも聞き耳を立てていると、いろいろなアドバイスがその中に随所に出てくるということ、私共も経験させていただいておりましたので、今年もそういった形で、出来るだけいろいろな意見を出していただけるような場面設定をすれば、もっとよりよい宮城の農村地域の振興策を、ひとつひとつ重ねられるのかなというふうに思っております。今年は、今日は第1回でございましたけれども、事務局と相談しながら、今年度もひとつまた現地を見ていただきながら、先程からご説明してきました、どうも、守る施策の中山間直払いのように、高齢化している地域では、その中では自己完結できない。それで国のほうではサポート型というような、ややこしいやり方をしているのですが、あえて今やろうとしているグリーン・ツーリズムとか、地域の方を直接そこに入れていくような仕方。それがやがて定住化へ、その地域に溶け込んでいくような形。そういったものがないと、どうしてもそこが高齢化して、やがて廃れていくというのが、見え見えになってくるわけでございますので、これからもそういう新しい守るものと攻めるものとのコラボレーションのような施策展開を、是非、委員の皆様方からもご指導していただければなというふうに思います。本日はどうもご苦勞でございました。

司会：ありがとうございました。これを持ちまして、宮城県農村振興施策検討委員会を閉会致します。委員の皆様、ご苦勞様でございました。